

# えいおうキング

発行》山形市農業振興協議会  
〈問い合わせ先〉  
農政課 就農・経営支援係  
TEL 641-1212 内線 430

## 『気候変動対策研修』を実施します！！

農業は降水量や気温等、気候の変化による影響を受けやすい業種です。近年山形市においても、昨年7月の大雨や今年春先の低温被害等、異常気象の影響による農作物被害が増加しています。

農業経営を安定させるためには、天候不順による影響を最小限に抑え、安定した収量や品質を確保する必要があります。認定農業者連絡協議会では、近年の気候の特徴や農作物被害を防ぐための対策を学び、各々の経営改善に活用してもらうことを目的として、『気候変動対策研修』を実施します。

- ★日 時 令和3年11月17日（水） 午後2時00分～午後4時00分
- ★テーマ 気候変動による農作物被害を防ぐために～異常気象に負けない農業を目指す～
- ★講師 山形県村山総合支庁農業技術普及課指導員（野菜、果樹、水稻）
- ★会場 山形市農業振興公社（山形市東古館145）
- ★定員 15名 ※申し込み先着順で定員になり次第締め切ります。  
※参加決定者には後日参加決定通知を送付いたします。
- ★対象者 認定農業者及びその家族
- ★参加費 無料
- ★主催 山形市認定農業者連絡協議会
- ★申込 **令和3年11月5日（金）**まで別添の参加申込書を記入し、FAXや郵送等にて申し込んでください。



ぜひご参加  
ください！！

【問い合わせ】農政課 就農・経営支援係  
TEL:641-1212（内線430）

# 山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけではなく、加工・販売を含めた、農業を起点とした6次産業化の取り組みを支援します。

## 1. 補助の対象事業

### ○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発等に係る事業
- ・自らが生産する農畜産物を加工した試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

### ○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

### ○グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設・設備等の整備に係る事業

2. 事業対象者 市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率と補助限度額

#### (1) ビジネスチャレンジ支援事業

農業者等自ら取り組む場合 2/3 上限25万円

商工業者等と連携する農業者等が取り組む場合 1/2 上限50万円

#### (2) 販路拡大支援事業 1/2 上限25万円

#### (3) グリーン・ツーリズム推進事業 1/3 上限50万円

※ただし、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和3年10月18日(月) ~ 令和3年11月12日(金)

#### 【公募終了後のスケジュール】

募集期間終了後、外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、事業主体がプレゼンテーションを行います。6次産業化の取り組みの実現性や創意工夫性などをポイントに、意欲的な6次産業化の取り組みに対し、補助金交付対象事業者として決定します。

※提出の前に、申請内容等について事前に担当にご相談下さい。

#### 【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212 (内線431)

★FAX送信先★

山形市認定農業者連絡協議会

事務局（山形市農林部農政課 就農・経営支援係） あて

FAX：023-641-1865

## 『気候変動対策研修』参加申込書

上記の研修について下記のとおり申し込みいたします。

記

郵便番号	〒	—
住所		
氏名		
自宅電話		
携帯電話		

申込期限：令和3年11月5日（金）まで

※ 申し込みは先着順とし、参加決定者には後日郵送にて詳細日程等を通知いたします。

**【連絡先】**

山形市農林部農政課 就農・経営支援係

TEL641-1212 内線 430

令和3年度

# 農業経営法人化 実践研修・相談会



## 【目的】

企業的農業経営を行う上では、事前に自身の経営を把握・分析し、法人化した際の効果が最大限引き出せるよう知識の積み上げと計画作成が求められます。

本研修は、法人化（株式会社、農事組合法人、合同会社など）を志向する農業者を対象に、法人経営に必要な知識等を学び、設立に向けた個別具体的な支援を目的として開催します。

## 【内容】 全3回（県内3会場）

### ◆日時◆

#### 【置賜会場】

第1回 令和3年11月2日(火) 13:15~17:00

第2回 11月9日(火) 13:15~17:00

第3回 11月16日(火) 13:15~17:00

#### ◆会場◆

置賜総合文化センター

（米沢市金池3丁目1番14号）

電話：0238-21-6111

#### 【庄内・最上会場】

第1回 令和3年11月18日(木) 13:15~17:00

第2回 11月25日(木) 13:15~17:00

第3回 12月2日(木) 13:15~17:00

文化館なの花ホール

（三川町横山堤172-1）

電話：0235-66-4833

#### 【村山会場】

第1回 令和3年11月30日(火) 13:15~17:00

第2回 12月7日(火) 13:15~17:00

第3回 12月14日(火) 13:15~17:00

あこや会館

（山形市松波2丁目8番1号）

電話：023-642-1358

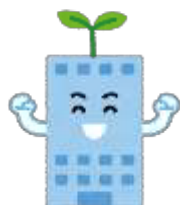
◆対象者◆ 法人化（株式会社、農事組合法人、合同会社など）を志向する農業者

◆定員◆ 各12名（定員になり次第締切予定） ◆受講料◆ 無料

◆資料◆ 必要な資料やテキストはこちらで用意いたします

◆◆◆ 申込締切日 ◆◆◆

各会場とも第1回開催の2週間前まで



《主催》（一社）山形県農業会議

《共催》山形県農業法人協会、山形県認定農業者協議会

《お問い合わせ》（一社）山形県農業会議 山形市緑町一丁目9番30号

担当：佐々木、垂石 TEL:023-622-8716 メール：kaigi@yca.or.jp



## 【 研修・相談会カリキュラム 】

回数	テーマ（各会場共通）
第1回	研修：「法人化の概要、設立の手続き、経営継承」等（約120分）
	相談会：3名まで（1人20分程度）
第2回	研修：「会計の基礎、労務管理、経営戦略」等（約120分）
	相談会：4名まで（1人20分程度）
第3回	相談会：10名まで（1人20分程度）

※個別相談を希望される方は、経営状況の分かる資料(決算書等)を事前に提出いただきます。

## 【 講師(予定) 】

置賜地域	本田 茂 氏	HS 経営コンサルティング株式会社 代表取締役
庄内・最上地域	三谷 美重子 氏	三谷美重子税理士・社労士・行政書士事務所 所長
村山地域	奥山 享 氏	奥山享税理士事務所 所長

## 【参加申込書】

希望会場	<input type="checkbox"/> 置賜 <input type="checkbox"/> 庄内・最上 <input type="checkbox"/> 村山 （希望会場に○を記入）
氏名(フリガナ)	
住所	
電話/FAX	電話： _____ FAX： _____
メールアドレス	
連絡先	<input type="checkbox"/> FAXを希望 ・ <input type="checkbox"/> メールを希望 （○を記入）
法人化を志向する理由、相談したい内容など	（理由・内容） _____
相談会の希望日 （1人2回まで 申込可能）	_____ 月 _____ 日      _____ 月 _____ 日

※電子メールまたはFAXにて、各会場とも第1回開催の2週間前までお申込みください。

### 申込み後の手続きについて

- ・お申込みいただいた方には、手続き等について、担当より直接ご案内をさせていただきます。
- ・相談会について、申込状況によりご希望に添えない場合は、調整させていただくことがあります。

【お申込み先】 FAX：023-634-8640      メール：kaigi@yca.or.jp

## 令和3年春の凍霜害により被害を受けた農業者の皆様へ

令和3年春の凍霜害の被害を受けた果樹・野菜の生産者のうち、減収率が20%以上となる方を対象に、営農継続に向けた肥料・農薬の購入経費の一部を支援いたします。

支援を希望する方は、**11月2日(火)**までに、別紙要望調査に必要事項をご記入の上、農政課へご提出ください。なお、農協出荷者については農協から通知がいきますので、農協へ提出してください。

(担当) 山形市農林部農政課農産係 ☎641-1212 内線432・435

①気象災害等対策生産資材緊急支援事業【県単事業】	
対象災害	令和3年4月の凍霜害
対象品目	対象災害の被害があった果樹・野菜
対象者	○農業を主な業務とする者（年間総所得のうち、農業に係る所得が50%以上を占めている者） ○対象品目毎の栽培面積が5a以上の者
交付額	対象面積×交付単価
対象面積	対象品目の今作において営農した面積（次期作において営農継続しない面積を含まない）
交付単価	(1) 減収率50%以上80%未満：基準単価×1/4 (2) 減収率80%以上：基準単価×1/2
基準単価	一般的に10a当たりの栽培に必要な年間の肥料、農薬購入費を基に、品目ごとに県が定めた単価
事業要件	○次年度も営農継続すること ○事業実施後、収入保険又は農業共済へ加入すること
②凍霜害対策支援事業【市単事業】	
※『①気象災害等対策生産資材緊急支援事業（県単事業）』に該当しない被災農業者が対象です。	
対象災害・対象品目・交付額・対象面積	①と同じ
対象者	○農業を主な業務とする者 ○対象品目毎の栽培面積が、①果樹：5a以上、②野菜：2a以上
交付単価	(1) 減収率20%以上50%未満：基準単価×1/8 (2) 減収率50%以上：基準単価×1/6 ※(2)は①県単事業対象外の方が対象
基準単価	一般的に10a当たりの栽培に必要な年間の肥料、農薬購入費を基に、品目ごとに市が定めた単価
事業要件	次年度も営農継続すること

※減収率の算出方法は次のいずれかです。

① (平年収穫量－本年収穫量) / 平年収穫量

② (平年農業収入額－本年農業収入額) / 平年農業収入額

なお、平年収穫量及び平年農業収入額は、過去5年間のうち、最も多い年及び最も少ない年を除いた3カ年の平均を原則とします。

凍霜害支援事業に係る要望調査

別紙

【提出先】山形市農林部農政課農産係  
 電話番号 641-1212(内線432、435)  
 FAX番号 641-1865  
 e-mail nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

住所  
 氏名  
 電話番号

凍霜害 にあった 品目	左記のの品目を 栽培している農地の地番	左記の 農地のうち 当該品目を 栽培している 面積 (a)	品目ごとの収穫量又は農業収入額							減収率	
			H28	H29	H30	R1	R2	平年収穫量 又は 平年農業収入額 (※1) ①	R3 収穫量 又は 農業収入額 ②	R3 減収量 又は 農業減収入額 ③(①-②)	減収率 ③/①
例)さくらんぼ	山形市〇〇字〇〇25、山形市〇〇字〇45	30	1.8t	2.1t	2.2t	1.8t	1.5t	1.9t	0.5t	1.4t	73%
例)りんご	山形市〇〇字〇〇35、天童市〇〇字〇55	50	500万円	480万円	500万円	600万円	490万円	496万円	49万円	447万円	90%
			(※1)過去5年間のうち、最も多い年と最も少ない年を除いた3か年の平均値								

※ 減収率が20%以上の場合が支援対象となりますので、支援を希望される方は上記必要事項をご記入のうえ、山形市農政課あてご提出ください。  
 なお、支援は、市の事業又は、県の事業のいずれかとなりますので、別添「令和3年春の凍霜害により被害を受けた農業者の皆様へ」をご確認ください。

凍霜害支援事業に係る要望調査(2枚目)

別紙

凍霜害の支援につきましては、果樹共済や収入保険の加入状況によって受ける支援が異なります。  
この調査票も併せてご提出くださいますようお願いいたします。

氏名

---

項目	内容(いずれかに○をつけてください)	備考
果樹共済・収入保険への加入について	1 既に参加している。	減収率が20%以上50%未満の場合は、市の支援該当 減収率50%以上の場合は、県の支援該当
	2 参加する予定である。	減収率が20%以上50%未満の場合は、市の支援該当 減収率50%以上の場合は、県の支援該当 ※ただし、県の支援を受ける場合は、加入することが要件となります。
	3 参加の予定なし。	減収率が20%以上の場合は、市の支援該当